

公報

(1) 1952年12月8日 [月曜日]

公 報

主要目次		頁
立 法		
○租税徵收法	1	
○訴訟費用等臨時措置法	10	
○一九五三年度分市町村財政調整交付金一部交付に關する立法	10	
告 示		
○文書作成規程	11	
訓 令		
○文書作成規程実施について	16	

立法院の議決した租税徵收法に署名し、ここにこれを公布する。
一九五二年十二月八日
行政主席 比嘉 秀平
○立法第五十九號
琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。

租税徵收法

(用語の意義)
第一章 総 則

政府の徵收及び取納するすべての稅をいふ。(徵收法的地位)

第二條 租税の徵收は、由稅法その他の立法で定められたものを除く外は、すべてこの立法による。

(徵收順位)

第三條 租税並びにその督促手數料、延滞金及び滞納処分費(以下政府の徵收金といふ)は、他の公課(市町村税並びにその督促手數料、加算金延滞金及び滞納処分費(以下市町村の徵收金といふ)を除く)及び債權に先づてこれを徵收する。

2 租税の徵收によつて財産を差し押えた場合においては、当該財産の價格を限度として、その差押に係る政府の徵收金は、他の政府の徵收金並びに市町村の徵收金に先づてこれを徵收する。

3 納税者が、市町村の徵收金の滞納によつて滞納処分を受けた場合には、當該市町村に対して交付を求めた政府の徵收金は、これに係る市町村の徵收金に先づてこれを徵收しない。

4 納税者が、公課の滞納によつて滞納処分を受けたとき、強制執行を受けたとき、競賣の開始があつたとき、又は破産の宣告を受けたときにおい

て、徵税官吏が当該行政機關、市町村、執行裁判所、執達吏、強制管理人又は破産管財人に対して交付を求めたとき、競賣の開始があつたとき、又は破産の宣告を受けたときにおい

人又は破産管財人に對して交付を求めた政府の徵收金は、これらの者に對して交付を求めた市町村の徵收金と同じ順位でこれを徵收する。この場合に、これらの処分のあつた日前に納期の到来した政府の徵收金並びに市町村の徵收金は、その日以後に納期の到来した政府の徵收金並びに市町村の徵收金に先づてこれを徵收する。

5 前項後段の規定の適用については、政府の徵收中和子稅額、無申告加算稅額、源泉徵收加算稅額、延滞金、督促手數料、租税の滞納処分費並びに市町村の徵收金中督促手數料、加算金、延滞金及び滞納処分費は、これららの徵收金を併せ又は加算して徵收される租税及び市町村稅の納期をもつてその納期とみなす。

6 紳税者が、租税及び市町村の徵收金以外の公課の滞納によつて滞納処分を受けたとき、強制執行を受けたとき、競賣の開始があつたとき、競賣の開始があつたとき又は競產の宣告を受けたときににおいて、徵税官吏が当該行政機關、市町村、執行裁判所、執達吏、強制管理人又は破産管財人に対して交付を求めた政府の徵收金は、当該公課の督促手數料、延滞金及び滞納処分費、強制執行費用、破産手続上の費用又は競賣費用に先づてこれを徵收しないこととなつたとき。

7 法人が解散をしたとき。

8 纳税者が、納稅管理人を定めないで琉球内に住所及び居所を有しないこととなつたとき。

9 纳税者が、税金を免れようとする行為があると認められるとき。

(相続人の納稅義務の承繼)

第六條 相続の開始があつた場合は、相続人(包括受遺者を含む)又は相続財團は、被相続人(包括遺贈者

人又は破産管財人)に對して交付を求めた政府の徵收金は、これらの者に對して交付を求めた市町村の徵收金と同じ順位でこれを徵收する。この場合に、これらの処分のあつた日前に納期の到来した政府の徵收金並びに市町村の徵收金は、その日以後に納期の到来した政府の徵收金並びに市町村の徵收金に先づてこれを徵收する。

第四條 纳税者が左の各號の一に該當するときは、まだ納期が到来しなくても既に納稅義務が確定した租税はすべて之を徵收することができる。

一 租税の滞納によつて滞納処分を受けるとき。

二 市町村稅その他の公課の滞納によつて滞納処分を受けるとき。

三 強制執行を受けるとき。

四 破産の宣告を受けたとき。

五 競賣の開始があつたとき。

六 纳税者について相続の開始があつた場合において相続人が限定期を認めたとき。

七 法人が解散をしたとき。

八 纳税者が、納稅管理人を定めないで琉球内に住所及び居所を有しないこととなつたとき。

九 纳税者が、税金を免れようとする行為があると認められるとき。

は、その租税に先づてこれを徵收

する。

(同前)

当權を有する者が、その質權又は抵當權の設定が租税の納期限より一箇年前にあることを公正証書をもつて証明したときは、その物件の價額を限度としてその債に對して租税を先取しない。

相続人(包括受遺者を含む)又は

相続財團は、被相続人(包括遺贈者

は、その租税に先づてこれを徵收

する。

相続人(包括受遺者を含む)又は

1952年12月8日

卷之三

を盡む。以下同じ。)に課されるべき又は被相続人の納付すべき租税並びに被相続人の未納の政府の徵收金を納付する義務がある。但し、限定承認をした相続人は、相続によつて得た財産の價額の限度においてその義務がある。

2 前項の場合において相続人又は包括受遺者が二人以上あるときは、これららの者は、同項によつて納付すべき政府の徵收金の各々について、その相続又は遺贈によつて得た財産の相続又は遺贈によつて得た財産の價額に按分して計算した額の政府の徵收金を納付する義務がある。この場合において、これらの者は、その相続又は遺贈によつて得た財産の價額の限度において、その納付すべき政府の徵收金について互いに連帯して納付する義務がある。

(合併法人の納稅義務の承継)

第七條 法人が合併した場合において、合併後存續する法人又は合併によつて設立した法人は、合併によつて消滅した法人に課されるべき又は合併によつて消滅した法人の納付すべき租税並びに合併によつて消滅した法人の未納の政府の徵收金を、納付する義務がある。

(清算入等の連帶納稅義務)

第八條 法人が解散した場合において、当該法人に課されるべき又は当該法人の納付すべき租税並びに当該法人の未納の政府の徵收金を納付しないで残余財産を分配又は引き渡さない

たときは、清算人及び清算金の分配又は引渡を受けたものは、連帶して、これを納付する義務がある。但し、清算人は、分配又は引き渡した財産の價額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者は、その受けた財産の價額の限度においてその責任を負う。

2 前項の但書の規定は、第四十八條の規定の適用を妨げない。

(共有物等の連帯納税義務)

第九條 共有物、共同事業又は共同事業によつて生じた物件に係る政府の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務がある。

二 当該同族会社の株式又は出資の譲渡について、法令又は定款に制限があるためにこれを譲渡することができないとき。

2 前項の場合において、当該同族会社がその政府の徴収金を完納しないときは、当該同族会社に対して滞納処分を行う。但し、当該同族会社の財産の公賣（政府買上及び随意契約をもつてする賣却を含む。以下本條において同じ。）は、納税者の財産を公賣に付した後にしなければならない。

3 前項の場合において、当該同族会社が第二項の規定の処分について、第五十條、第五十一條及び第五十三條の規定による再調査若しくは審査の請求又は訴訟を提起したときは、当該請求又は訴訟の審理する期間中は、その財産の公賣をすることができない。

4 第一項の同族会社の株式又は出資の債額は、同項の処分をするときににおける当該同族会社の資産の総額から債務の総額を控除した額を、その株式又は出資の数で除して得た額を基礎として計算した金額による。

5 第一項の同族会社は、第五十七条の規定の適用については、これを納め者とみなす。

6 第一項の規定は、当該同族会社から納税者に対する余債権を行使する

第一項の同族会社とは、同項の納稅者をその判定の基礎となる株主は社員として選定した場合に施行規則に定める同族会社に該当する会社をいふ。同族会社であるかしないかの判定は、第一項の処分をするときの現況による。

ら第七項までの規定は、前項の場合に適用する。但し、同條第二項、第三項、第五項及び第六項中同族会社とあるのは、前項による処分を受けた者とする。

(納税管理人)

第十二條 納税義務者が、その納税地に住所又は居所を有しない場合は、納税に関する事項を處理せしめるため納税管理人を定め、政府に申告しなければならない。その納税管理人を變更したときも、また、同様とする。但し、他の法令に特別の規定のあるものはその法令の定めるところによる。

(書類の送達)

第十三條 納税の告知、督促及び滞納処分に関する書類は、名宛人の住所又は居所に送達しなければならない。名宛人が相続財團であつてその財産管理人が定められている場合は、これを財産管理人の住所又は居所に送達しなければならない。

2 紳税管理人があるときは、納税の告知及び督促に関する書類に限り、その住所又は居所に送達しなければならない。

(公示送達)

第十四條 書類の送達を受けるべき者が、その住所又は居所において書類の受取を拒んだとき又は琉球内における住所、居所を有しないとき若しくは住所及び居所が共に不明であるときは、書類の要旨を公告し、公告のときは、書類の要旨を公表し、公告の

初日から七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

第二章 徵収

(徵收手續)

第十五條 租税を徵收しようとするときは、徵税官吏は、納税者に対しその納金額納期日及び納付場所を指定して、これを告知しなければならない。

(市町村に対する徵收委任)

第十六條 政府は、必要があると認めるとときは、施行規則で定める租税の徵收を市町村に委任することができることに、市町村は、納税者に対し前條の手續をしなければならない。但し、申告納付を受けた場合は、この限りでない。

2 市町村は、徵收し、又は申告納付を受けた政府の徵收金を政府金庫に送付しなければならない。

3 政府は、前項の費用として施行規則の定めるところによつて市町村に對して交付金を交付する。

第十七條 市町村は、避けることのできない災害によつて既に徵收した税金を失つたときは、その事實を証明して行政主席に税金送付の責任の免除を請うことができる。この申出があつたときは、行政主席は、その事實を審査し、その免除をすることができる。

(徵收猶豫)

第十八條 政府は、納税者が左の各號の1に該当する場合において、當該

各號の事由によつて、その徵收されるべき又は納付すべき政府の徵收金の全部又は一部を金錢をもつて一時に徵收し、又は納付することができな

いものと認めるときは、その徵收

のと認められる金額を限度として當該納税者の申請によつて一箇年以内

の期間を限り、その徵收を猶豫する

ことができる。この場合においてそ

の徵收の猶豫に、分割徵收の方法によることを妨げない。

1 紳税者が、その資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類似した災害を受け又は盜難に罹つたとき。

2 紳税者又はその同居の親族が疾病に罹り、その生活が著しく困難であるとき。

3 紳税者が、その事業を廃止し、又は休止したため他に收入がなく

最底生活に困難であるとき。

4 紳税者が、その事業について甚大な損失を蒙つたとき。

5 その他前各號の事由に類似した事由があつたとき。

(徵收猶豫の場合の担保の提供)

第十九條 政府は、前條第一項の規定によつて徵收を猶豫する場合においては、その徵收を猶豫する金額が二万円を超えて且つ、当該金額徵收を確保するため必要があると認めるときには、その徵收を猶豫する金額を限度としてこれに相当する担保を徵することができる。

2 政府は、前條第二項の規定によつて徵收を猶豫する場合においては、

その徵收を猶豫する金額を限度として相当の担保を徵しなければならぬ。但し、その徵收を猶豫する金額

が二万円に満たない場合及び相当の担保を徵し難い特別の事情がある場合においては、この限りでない。

3 前二項の規定によつて担保を徵す

帶金並びに滞納処分費を含む)の

金額又は一部を金錢をもつて一時に

徵收し又は納付することができない

事由があるときも、また、前項と同様である。但し、その徵收猶豫の申

請は、当該租税の納期限内にしなければならない。又その徵收を猶豫す

べき期間は、当該租税の納期限後一箇年以内とする。

3 災害被害者に対する租税の減免、徵收猶豫等に関する立法が、別に定められており、これによつて徵收の猶豫を受けることができる場合においては、当該災害による徵收の猶豫については、第一項の規定にかかわらず同法の定めるところによる。

(徵收猶豫の場合の担保の提供)

第十九條 政府は、前條第一項の規定によつて徵收を猶豫する場合においては、その徵收を猶豫する金額が二万円を超えて且つ、当該金額徵收を確

保するため必要があると認めるときには、その徵收を猶豫する金額を限度としてこれに相当する担保を徵する

ことができる。

2 政府は、前條第二項の規定によつて徵收を猶豫する場合においては、

その徵收を猶豫する金額を限度として相当の担保を徵しなければならぬ。但し、その徵收を猶豫する金額

が二万円に満たない場合及び相当の担保を徵し難い特別の事情がある場合においては、この限りでない。

る場合において、その徴収を猶豫する政府の徴収金について差し押さえ財産があるときは、当該担保の額は、その徴収を猶豫する金額から当該差押に係る財産の價額を控除した額を限度とする。

4 政府は、前條の規定によつて徴収を猶豫した場合において、その徴収を猶豫した政府の徴収金について差し押えた財産があるときは、納税者の申請によつてこれを解除することができる。

5 政府は、担保物の價額が減少し、若しくは保証人の資力が徴収を猶豫した金額の納付に堪えなくなつたものと認める場合又は前項の規定によつて差押を解除した場合においては、増担保その他の担保物の提供又は保証人の變更その他担保物の變更を求めることができる。

6 担保物の種類及びその提供の手続について必要な事項は、施行規則でこれを定める。

（徴収猶豫の取消）

第二十條 第十八條の規定によつて徴収の猶豫を受けた者が、左の各號の一に該当する場合は、政府は、その徴収を猶豫した政府の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶豫を取り消し、これを一時に徴収することができる。この場合においては、あらかじめ、徴収の猶豫を受けた者との辨明を開かなければならぬ。

二 前條第五項の求めに應じないと
き。

三 その徵收の猶豫を受けた者が、
資力回復し徵收の猶豫をすること
が不適當と認められるとき。

四 第五條各項に掲げる事由が生じ
た場合において、その徵收を猶豫
した期限に到つてその徵收を猶豫
した政府の徵收金を完納すること
ができないと認められるとき。

第五條の規定によつて徵收の猶
豫を受けた期限内に政府の徵收金を
完納しない場合又は前項の規定によ
つてこれを一時に徵收しようとする
ときは、次の順序によつて処分す
る。

一 その徵收すべき政府の徵收金に
ついて徴した担保物があるとき
は、滞納処分の場合の財産処分の
例によつて、当該担保物を処分し
てその徵收すべき政府の徵收金並
びに担保物の処分費に充て、又は
保証人にその徵收すべき政府の徵
收金を納付せしめる。

二 前項の規定によつて担保物を処
分して徵收すべき政府の徵收金及
び担保物の処分費に充て、なお不
足があるときは、納稅者の他の財
産について滞納処分を行い、保証
人が、その納付すべき金額を完納
しないときは、納稅者に対して競
納処分を行つても、なお不足があ

3 前項の保証人は、第五十七條の規定の適用についてはこれを納税者とみなす。
4 第十八條の規定によつて徵收を猶豫した場合において、その徵收を猶豫した政府の徵收金について差し押えた財産中債權又は天然若しくは法定の果実を生ずる財産があるときは、政府は、その徵收を猶豫した後においても第三債務者から給付を受けた財産又はそれは法律の規定によるものと同一のものと認定する。この場合において、第三債務者から給付を受けた財産又はその所得した天然若しくは法定の果実が通貨以外の財産であるときは、第四十三條又は第四十四條の規定によつてこれを処分し、その代金をもつて当該政府の徵收金に充てる。
5 第十八條の規定によつて徵收を猶豫した政府の徵收金について徴した担保物について、当該政府の徵收金以外の公課の滞納による滞納処分若しくは強制執行があつた場合又は競賣の開始があつた場合には、当該行政機関、市町村、執行裁判所は、当該担保物の價額を限度とし

物について滞納処分をし又はこれら
の者に対して交付を求めた政府の債
収金並びに市町村の徴収金（当該担
保物について、滞納処分をした租税
の督促手数料及び滞納処分費並びに
市町村税の滞納処分費及び督促手数
料を除く。）に先だつてこれを徴収
する。

つて租税を徴収するときは、この限りでない。

3 政府は、第一項の督促状を発するときは、施行規則の定めるところによつて督促手数料を徴収する。

4 第一項の規定による督促は、民法八十九號(明治二十九年四月二十七日法律第八十九號)第五百五十三條(催告)の規定にかかわらず時効中断の効力がある。

第三章 帰納処分

(財産差押)

第二十三條 左の場合においては、徵稅官吏は、納稅者の財産を差し押さえなければならない。

一 納稅者が督促を受け、その指定期限までに税金を完納しないとき。

二 第五條の各號(第四號を除く。)の規定に該當する納稅者が、まだ納期の到来しない租税の納付の告知を受け、税金を完納しない場合において差し押えるべき財産があるとき。

(財産差押証票)

第二十四條 徵稅官吏は、帰納処分のため財産を差し押えるときは、その命令を受けた官吏であるとの証票を示さなければならない。

(帰納処分の執行停止)

第二十五條 留納者が左の各號の一に該當するときは、政府は、帰納処分の執行を停止することができる。

一 差し押えることのできる財産の

價額が、帰納処分費及び第四條の規定によつて租税に先づて徴収する債権額に充て残余がある見込がないとき。

二 差し押えることのできる財産の全部について帰納処分をしても、なお徴収すべき政府の徴収金に余裕があるとき。

三 帰納処分の執行によつて、納稅者の生活を著しく窮屈の状態に陥らしめる虞があるとき。

四 留納者の所在が不明であつて差し押えることのできる財産が不明であるとき。

2 政府は、前項の規定によつて帰納処分の執行の停止をしたときは、その旨を留納者に通知しなければならない。

3 政府は、第一項第一號又は第三號の規定によつて帰納処分の執行を停止した場合において、その停止した政府の執行の停止を當該差押を解除しない。

4 第一項の規定によつて帰納処分の執行を停止した後三年以内において、留納者が左の場合に該當するときは、政府は、その後その義務を履行するべき財産があるとき。

5 第一項の規定によつて帰納処分の執行を停止した政府の徴収金の納付の義務は、前項の規定によつて帰納処分の執行の停止を取り消した場合を除く外、その帰納処分の執行を停止した後三年を経過したときにおいて消滅する。

6 第一項の規定による帰納処分の執行の停止は、時効の進行を妨げない。

(帰納処分の執行停止)

第二十六條 第十八條第一項の規定に該當する場合を除く外帰納処分の執行によつて、留納者の事業の繼續を著しく阻害する虞があり、且つ、そ

いて、同號の事由がないこととなり、且つ、同項第三號の事由がないとき。

二 第一項第二號の規定によつて帰納処分の執行を停止した場合において、差し押えることができる財産があることとなり、且つ、同項第一號及び第三號の事由がないとき。

三 第一項第三號の規定によつて帰納処分の執行を停止した場合において、同號の事由がないこととなり、且つ、同項第一號の事由がないとき。

四 第一項第四號の規定によつて帰納処分の執行を停止した場合において、留納者が左の場合に該當すると認めるときは、政府は、その後その執行の猶豫を取り消さなければならない。

5 第一項の規定によつて帰納処分の執行を停止した政府の徴収金の納付の義務は、前項の規定によつて帰納処分の執行の停止を取り消した場合を除く外、その帰納処分の執行を停止した後三年を経過したときにおいて消滅する。

6 第一項の規定による帰納処分の執行を停止は、時効の進行を妨げない。

(帰納処分の執行停止)

第二十七條 徵稅官吏が留納者の財産

を直ちに行う場合に比べてその留納に係る政府の徴収金を徴収すること有利であると認める場合は、政府は、二箇年以内の期間を限り当該徴収すべき政府の徴収金の全部又は一部の帰納処分の執行を猶豫することができる。

2 政府は、前項の規定によつて帰納処分の執行を猶豫した場合は、その旨を留納者に通知しなければならない。

3 第一項の規定によつて帰納処分の執行を猶豫した期間において、留納者が左の場合に該當すると認めるときは、政府は、その後その執行の猶豫を取り消さなければならない。

4 第一項の規定によつて留納処分の執行を停止した後三年以内において、留納者が左の場合に該當するときは、政府は、その後その義務を履行するべき財産があるとき。

5 新たに他の租税を留納したとき。

6 第一項の規定による帰納処分の執行を停止した後三年を経過したときにおいて消滅する。

(留納処分の執行停止)

第二十八條 第一號の規定による帰納処分の執行を猶豫した政府の徴収金の徴収上不利であると認められるとき。

7 第一項の規定による帰納処分の執行を猶豫した政府の徴収金は、時効は進行しない。

(貨物の引渡)

第二十九條 徵稅官吏が留納者の財産

を差し押える場合において、質権の設定された物件があるときは、質権者は、質物を徵稅官吏に引き渡さなければならぬ。

(財産取戻請求)

第二十八條 徵稅官吏が、財産を差し押えた場合において、第三者が、その財産について所有権を主張し、その取戻を請求しようとするときは、審判決行の五日前までに所有者であることの証憑をもって徵稅官吏に申し出なければならない。

(詐害行為の取消)

第二十九條 帰納處分を執行する場合に当り納稅者が、財産の差押を免れるため、故意にその財産を譲渡した場合には、政府は、その行為の取消を求めることができる。但し、譲受人又は轉得者が、その譲受け又は轉得の當時その情を知らなかつたときは、この限りでない。

(差押禁止物件)

第三十條 左に掲げる物件は、これを差し押えることができない。

一 帰納者及びその同居の親族の生活に必要な六箇月間の食糧及び薪炭
二 帰納者及びその同居の親族の生
活に必要な器具及び家具
三 主として自己の労力によつて農業を営む者の農業上欠くことのできない器具、肥料、牛馬及びその

飼料並びに次の収穫まで農業を続
行するため欠くことのできない種
子

四 前號に規定する者を除く外技術
者、職人、労役者その他主として
自己の知的又は肉体的労働によつ
て職業に從事し、又は營業を営む
者の業務上欠くことのできない物
(商品を除く)

五 寄印その他職業上必要な印

六 祭祀、礼拝に必要であると認め
る物及び石碑、墓地

七 系譜その他帰納者に必要な日
記、書付類八 職務上必要な制服、笠服、法衣
九 紋章その他名譽の章票十 帰納者及びその同居の親族の修
学上必要である書籍、器具、
十一 発明又は著作に係る物であつ
てまだ公にされていないもの十二 帰納者が受けるべき俸給、給料、
賞金、歳費、年金、恩給及び賞與並
びにこれらの性質を有する給與につ
いては、その支拂期に受けるべき金
額のうち、その百分の七十五に相当
する金額をこえない部分は、これを
差し押えることができない。

第三十一條 左に掲げる物件(前條第
一項第三號又は第四號に掲げる物件
を除く)は、他に政府の徵收金を償
うに足るべき物件を提供するとき
は、帰納者の選擇によつて差押をな
さないものとする。

一 農業に必要な器具、種子、肥料
及び牛馬並びにその飼料

二 農業又は商業に必要な器具及び
材料

三 帰納者に対する金銭又は物品の
とき又は立会に應じないときは、徵
稅官吏は、成丁者二人以上又は市町
村長若しくは審議官吏を託人とし
て搜索に立ち合わしめなければなら
ない。

(出入口停止)

第三十二條 差押の效力は、差押物件
から生ずる天然及び法定の果実に及
ぶものとする。

(假差押、仮處分との関係)

第三十三條 帰納處分は、裁判上の仮
差押又は假處分のためにその執行を
妨げられることはない。

(検索)

第三十四條 徵稅官吏は、財産の差押
をするときは、帰納者の家屋、倉庫
及び倉こうを搜索し又は閉鎖した戸
扉、倉こうを開かしめ、若しくは自
らこれを聞くことができる。

(質問、検査)

第三十五條 徵稅官吏は、財産差押の
ため帰納者の財産を調査する必要が
あるときは、帰納者又は帰納者の財
産を占有する第三者若しくは帰納者
の財産を占有すると認めるに足る相
当の理由がある第三者に対しても質問
をすることができる。

(質問、検査)

第三十六條 徵稅官吏は、第三十四條
の規定による財産の搜索、差押又は
差押物件を搬出する間は、帰納者、
その同居の親族、前條の立会人及び
帰納者の租税に関する申告、申請そ
の他の事項について政府又は裁判所
に対し当該帰納者を代理する権限を
有する者を除く外は、何人と雖も許
可を得ないで、その場所に出入する
ことを禁ずることができる。

(質問、検査)

第三十七條 徵稅官吏は、財産差押の
ため帰納者の財産を調査する必要が
あるときは、帰納者又は帰納者の財
産を占有する第三者若しくは帰納者
の財産を占有すると認めるに足る相
当の理由がある第三者に対しても質問
をすることができる。

(質問、検査)

第三十八條 徵稅官吏は、財産差押のため
帰納者の財産を調査する必要があるとき
は、徵稅官吏は、前項に準じて處
分することができる。

(立会人)

第三十九條 徵稅官吏が前條の規定に
よつて搜索するときは、帰納者若し
くは前條に掲げる第三者又はその同
居の親族、雇人を立ち合わしめな
ければならない。これらの者が不在の

(質問、検査)

一 帰納者に対する金銭又は物品の

とき又は立会に應じないときは、徵
稅官吏は、成丁者二人以上又は市町
村長若しくは審議官吏を託人とし
て搜索に立ち合わしめなければなら
ない。

（二）
1 いて通知がないときは、当該処分の
あつたことを知つた日）から一箇月
以内に施行規則で定めることによつ
て不服の事由を記載した書面をもつ
て、当該処分をした税務署長（当該
処分をした者が税務署の職員である
ときは、当該職員の属する税務署の
税務署長）に対し、再調査の請求を
することができる。但し、当該処分
に係る調査が、財政局職員によつて
された旨の記載がある書面によつて
税務署長から当該処分に係る通知を
受けた者については、この限りでな
い。

2 通信、交通その他やむを得ない事
由によつて前項の期間内に同項の再
調査の請求（以下再調査の請求とい
う。）をすることができない者につ
いては、施行規則の定めるところに
よつて、財政局長又は税務署長は、
当該期間を延長することができる。

3 再調査の請求は、税金の徴収又は
滞納処分の続行を妨げない。但し、
税務署長は相当の事由があると認め
るとときは、税金の全部又は一部の徴
収を猶豫し、又は滞納処分の執行を
停止することができる。

4 税務署長は、再調査の請求があつ
た場合において、当該請求の方式又
は手続に欠陥があるときは、相当の
期間を定め、その欠陥の補正をさせ
ることができる。

5 税務署長は、再調査の請求があつ
た場合において、左の各號の一に該

当するときは、当該各號に定める決定をし、その事由を附記した書面をもつてこれを当該請求をした者に通知しなければならない。

一 再調査の請求が第一項の期間経過後になされたとき、又は前項によつて欠陥の補正を求めた場合において、その欠陥の補正がなされないときは、当該請求を却下する決定

二 再調査の請求の全部について事由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 再調査の請求の全部又は一部について事由があると認めるときは、当該請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

(審査の請求)

第五十一條 前條第一項の但書の規定に該当する者又は同條第五項の規定による通知を受けた者同條第一項但書の通知に係る事項若しくは処分又は同條第五項の規定による決定(以下再調査の決定といふ)に対し異議があるときは、当該処分に係る通知を受けた日(当該処分について通知がないときは、当該處分のあつたことを知つた日)又は同條第五項の規定による通知を受けた日から一箇月以内に施行規則の定めるところによつて、不服の事由を記載した書面をもつて財政局長に審査の請求をすることができる。この場合において、当該審査の請求が再調査の決定

3 前條第二項及び第三項の規定は、前項の場合について「これを準用する。」

3 再調査の請求があつた場合においては、左の各號の一に該当するときは、當該各號に規定する日においては、當該各號に規定する日においては、財政局長に対し第一項の審査の請求（以下審査の請求といふ。）があつたものとみなす。

一 稽務署長が再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、且つ、再調査の請求をした者が、これに同意したときは、當該同意があつた日

二 再調査の請求があつた日から三箇月以内に前條第五項の規定による通知がなされない場合においては、再調査の請求をした者が当該請求を審査の請求として取り扱うこととを税務署長に申し出たときは、當該申出のあつた日

4 前條第四項の規定は、審査の請求があつた場合についてもこれを準用する。

5 財政局長は、審査の請求があつた場合において左の各號の一に該当するときは、當該各號に定める決定をして、その事由を附記した書面をもつてこれを当該請求をした者（第三項の再調査の請求をした者も含む。）

に通知しなければならないとの場合において第一項後段の規定によつて再調査の目的となつた処分に対する審査の請求が併せてなされた事項のみみなされるときは、第三號又は第三號の規定による決定は、当該各請求についてこれをしなければならない。

一 審査の請求が第一項の期間経過後になされたとき、又は前項において準用する前條第四項の規定によつて欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥の補正がなされないときは、当該請求を却下する決定

二 審査の請求の全部について事由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 審査の請求の全部又は一部について事由があると認めるときは、当該請求の全部又は一部を取り消す決定

6 財政局長は、前條第五項第一號の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号の規定による決定をしたときは、同項後段の規定にかかわらず第一項後段の規定によつて併せてなされたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。

(訴願法の適用除外)

については、訴願法の規定は、これ
を適用しない。

(訴訟)

第五十三条 再調査の請求又は審査の
請求の目的となる処分の取消又は變
更を求める訴は、第五十一條第五項

の規定による決定（以下「再調査の決定」という。）を経た後でなければこれを提起することができない。但し、

再調査の請求があつた日から六箇月
を経過し、なお再調査の決定の通知
がないとき、審査の請求があつた日

から三箇月を経過したとき又は再調
査の決定若しくは審査の決定を経る
ことによつて著しく損害を生ずる虞
があるときその他正当の事由がある

ときは、再調査の決定又は審査の決
定を経ないで訴を提起することがで
きる。

2 再調査の請求若しくは審査の請求
の目的となる処分又は審査の決定
取消又は變更を求める訴は、審査の
決定の通知を受けた日から三箇月以
内にこれを提起しなければならない。

3 第一項の規定によつて再調査
の請求があつた日から六箇月を経過
した日後に当該再調査の目的となつ
た処分の取消又は變更を求める訴を
提起する場合に於ては、当該再調査
の請求があつた日から九箇月以内に
當該訴を提起しなければならない。

4 前二項の期間は不繩期間とする。

5 再調査の請求又は審査の請求に対
しては、第一項但書の規定によつて
訴の提起があつた場合においても決
定することを妨げない。

6 第二項の訴においては、裁判所が
相手方当事者である財政局長又は稅
務署長の主張を合理的であると認め
たときは、当該訴を提起した者が、
先づ証拠の申出をし、その後において
相手方当事者が申し出をすべきものと
する。

7 相手方当事者は、前項の規定にか
かわらず臨時証拠の申出をすること
ができる。

第五章 罰則

(過誤納金等の充當)

第五十四条 納税者が納付した政府の
徵收金が過誤納になつて場合は、こ
れを他の未納の政府の徵收金に充當
する。政府の徵收金がない場合に
は、政府は、これを納税者に還付し
なければならない。

第五十五条 他の立法に定めるところ
によつて税關において徵收する租税
の徵收については、この立法中「稅
務署」とあるのを「税關」と、「稅
務署長」とあるのを「税關長」と、
「徵稅官吏」とあるのを「税關官吏」
とそれぞれ読み替えて、この立法を
準用する。

(行政主席の規則制定)

第五十六条 行政主席は、この立法の
施行のため必要な規則を定めること
ができる。

(第六章 罰則)

第五十七条 納税者が滞納処分の執行
を受ける前に於て、当該処分の執
行を免れる目的で、その財産を隠蔽
し、損壊し、政府の不利益となるよ
うに処分し、又は財産の負担を虚偽
に増加する行為をして滞納処分の執
行を受けた場合は、当該納税者に對
して三年以下の懲役若しくは十萬円
以下の罰金に處し、又はこれを併科
する。当該処分の執行を受けた後に
その執行を免かれる目的でこれらの
行為をした場合も、また、同様であ
る。

2 紳税者の財産を占有する第三者が
納税者をして滞納処分の執行を免れ
させる目的で前項の行為をした場合
は、当該処分の執行の前後を區別し
て前項の例による。

3 紳税者に対する滞納処分の執行前
に情を知つて第一項の行為について
納税者又はその財産を占有する第三
者の相手方となつた者は、納税者に
ついて滞納処分の執行があつたとき
は、二年以下の懲役若しくは五萬円

以下の罰金に處し、又はこれを併科
する。滞納処分の執行があつた後情
を知つて同項の行為について納税者
立法院の議決した訴訟費用等臨時措置
法に署名し、これを公布する。
一九五二年十二月八日

立法院の議決した訴訟費用等臨時措置
法に署名し、これを公布する。

従前の例による。

◎立法院立法院は、ことに次の通り
定める。

行政主席 比嘉 秀平

373

の代理人、使用人その他の従業者が
その法人又は人の業務又は財産に關
して前三項の違反行為をしたとき
を科する。

(質問、検査拒否の罪)

第五十八条 第三十七條第二項の規定
による徵稅官吏の質問、調查又は檢
査を拒み、妨げ又は忌避した者は、
一万円以下の罰金に處する。

附則

第一條 この立法は、公布の日から施
行する。

第二條 左の群島條例は、この立法施行
の日から廃止する。
沖縄群島條例第六十七號、宮古群
島稅徵收條例（一九五一年十一月十
六日宮古群島條例第十號）

第三條 この立法施行前に開始した徵
納処分については、なま從前の規定
を適用する。

第四條 この立法施行前にした行為に
対する罰則の適用については、なま
従前の例による。

立法院の議決した訴訟費用等臨時措置
法に署名し、これを公布する。

一九五二年十二月八日

訴訟費用等臨時措置法

(本法の目的)

第一條 民事訴訟費用、刑事訴訟費用及び執達吏手数料等に関する特例は

当分の間この立法の定めるところによる。

(書記料、証明料)

第二條 民事訴訟費用法第二條第一項及び第二項の書記料並びに同法第三條の証明料は同法に定める額の七十倍に相当する額とする。

(日當、宿泊料、旅費)

第三條 民事訴訟費用法(他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)第九條及び刑事訴訟費用法(他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)第二條の日當は百二十円以内、民事訴訟費用法第十一條及び刑事訴訟費用法第三條(同法第七條第一項において準用する場合を含む。)の日當は三百六十円以内、民事訴訟費用法第十二條の止宿料及び刑事訴訟費用法第五條の宿泊料(同法第七條第一項において準用する場合を含む。)は三百円以内、民事訴訟費用法第十三條及び刑事訴訟費用法第四條(同法第七條第一項において準用する場合を含む。)の旅費は、船船車馬料は実費とし、陸路歩行は一里に付いては、十円以内とし、裁判所又は受託裁判官の意見を擇て定めなければならない。(執達吏の手数料その他)

第四條 执達吏手数料規則第一條の手

数料は十五円、同法第十四條の書記

料は五円、同法第十五條の手数料は十五円とする。

2 故達吏手数料規則第三條第一項の手

数料は、左の区別によつて。

執行すべき債権額 手数料

五百円まで 三十円

二千円まで 四十五円

五千円まで 六十五円

一萬円まで 九十五円

五萬円まで 百五十円

十萬円まで 二百二十円

十萬円を超える時 三百円

手数料は、左の区別による。

證明金額 手数料

五百円まで 六十円

二千円まで 百二十円

五千円まで 二百円

一萬円まで 三百円

五萬円まで 六百円

十萬円まで 九百円

十萬円を超えるときは、二

萬円を加える。但し、二萬円に満たないものは「萬円」と看

做して算定する。

4 执達吏手数料規則第十七條の日當は訴人については六十六円以内、被定人については百八十円以内、同法第十八條第一項の旅費は一里に十円以内とする。

5 前四項に掲げるものを除く外執達

吏手数料規則による手数料及び立替

金は同法に定める額の八十五倍に相

当する額とする。

附 則

この立法は、公布の日から施行す

る。

立法院の議決した一九五三年度分市町

村財政調整交付金一部交付に関する立

法

一九五三年十二月八日

行政主席 比嘉 秀平

○立法第六十一號

琉球政府立法院は、ここに次の通り

定める。

第一條 政府は、この立法の定めると

市町村財政調整交付金(以下交付金

といふ)に関する立法によつて交付

金の額が割当決定されるまで、市町

村財政需要に應ずる暫定措置として

一九五一年十二月において、その一

部を市町村に交付する。

第一條 この立法は、公布の日から施

行し一九五三年度分の交付金に適用

する。

第二條 左に掲げる條例は廢止する。

第二條 前條の規定により各市町村に

交付する交付金の額は、一九五三年

度の交付金額算額の三倍相当額とする。

日本にて各群島間に割当した額を

一九五二年度において市町村財政調

整のため各群島政府によつて決定さ

れた各市町村の交付金の額にあん分

しな額は各市町村の人口調査よりの

ある算出した額との合計額の二分の一

の額とする。

2 前項に規定する人口は、行政主席

統計局の調査による一九五一年三月

現在の総人口とする。

第三條 第一條に規定する交付金に開

する立場によつて、市町村に対し交

付すべき一九五三年度分の交付金の

額が決定された場合は、この額

立法によって交付した交付金の額

が、その決定額をもとと市町村がある

ときは、当該市町村は、当該額を確

を正確無誤なく返還しなければなら

ならない。

第五條 行政主席は、この立法施行の

条件をつけ、又はその用途を制限し

てはならない。

第六條 行政主席は、この立法施行の

条件をつけ、又はその用途を制限し

てはならない。

第七條 行政主席は、この立法施行の

条件をつけ、又はその用途を制限し

てはならない。

第八條 行政主席は、この立法施行の

条件をつけ、又はその用途を制限し

てはならない。

第九條 行政主席は、この立法施行の

条件をつけ、又はその用途を制限し

出潜夷勸協陳堅充眼廢橋は拉彩牙別即充一醫救今措稟
行 换調述持墳 否 應當 環請援
す すすすすす ば す すすしすす
航る心るるるるる臉塗染むる紋保途るるてるる般置請

申出處置・取扱いの別をうかがふ。お願いする一つとしているうかがふ。別に周旋・あつせん模様・色模様受け入れないさまざまげる

かたくるし
古 言 いにくい
開いてわかりにくいい
まさらわしい(強調)
(干渉)
(中心)
(先行)
(出講)

告示

第三條 一九五三年度以前において交付し又は交付すべきであつた交付金については、なお從前の例による。

文書作成規程

第一章 目的

一九五二年十二月八日

○告示第六十三號

告示

することを最終の日

第二章 用語

第三章 用
宝

名詞		(おもに助 法のもの)	
代名詞	形容詞	(その他) 詞	(その他) 詞
動詞	助動詞	(その他) 詞	(その他) 詞
接続詞	助助詞	(その他) 詞	(その他) 詞
接頭語	接尾語		
こと・とき・ところ・もの	（注）特定のものを指すときは漢字で書いててもよい。	△事を好む。△公私した時から有効である。△序	△命令を受けた者。△命令を下す所。
ほか・うち・はず・ほど・ゆえ・わけ・ため・くらい	あります・かなり・とても・ふと・やがて・よほど・わざ	これ・その・どの・ここ・そこ・どこ・これ・それ・ど	れ・いぢれ・だれ
いわゆる・あらゆる・いかなる・ある（ある日）	といつそう	ある・いる・おる・する・なる・できる	たい・れる・られる
たいてあげる・たいてやる・たいていく・たいてくる	たいておく	たいてしまう・たいてみる	たいてあげる
しかし・そして・そこで・なお・ところが・したかつて	など（トウ）	など（トキ）は「等」でよい。	など（トウ）をあげて
お（お願い）……「御調査」であるよ。	によつて	たつじて・たわたり	ごとに
……とも……たち……ら……ば……ぶり			

A もよびB…この場合には「ならびに」は、用いない。
A およびAならびにBおよびB
A またはB…この場合には「もしくは」は、用いない。
A もしくはAまたはBもしくは

(例) 我……われ 被……おなづか
且つ……かつ 又……また
但し……ただし 外……ほか
並びに……ならびに 及び……も
……および 若し……もし
―― 次のようなことは、かなで書

第三條 漢語をいくつもつないので書き
てある長いことばは、むりのない略
し方をきめることができる。

第五條 漢字は、当用漢字表・同音訓表によらなければならない。

第三條 漢語をいくつもつないでゐる

3 次のようなことは、かなで書く。ただし、音読するときは漢字で書く。

ものは、当用漢字表・同音訓表にはされた漢字だけをかな書きにする。

(例) 右^xげん 改^xさん 口^xこ

せん 口^x腔^x・口^xこうち

(注) 読みにくい場合は、音読する語の横に点をつてもよい。

こ	と	ば	か	な	書	き	こ	と	ば	か	な	書	き
有	難	う	あ	り	が	と	う	時	時	雨	し	ぐ	れ
…	して頂く	…	し	して	いたゞく	…	する	ように	説	お	じ	じ	じ
…	する様に	…	…	する	よう	…	する	ように	説	お	み	み	じ
…	の通り	…	のとおり	こ	今	一	何	一	時	人	葉	も	か
經	大	昨	日	お	と	な	時	寸	雨	父	父	お	かな
…	草	た	ば	た	ば	こ	時	ち	ぐ	お	お	じ	書き
…	のう	き	のう	き	のう	こ	時	よ	う	も	も	み	じ

4

外國の地名、人名および外來語(当分の間中華民國の場合を除く)は、かたかなで書く。

一 地名……フランス イタリア
スウェーデン ビルマ インド
(米國、英米は、つかつてよい。)

二 人名……ベートーヴェン リ
バーゲン ヴィクトリア
ジヤン

三 外來語……ポート マツチ マ
スカーフ ボート マツチ マ

(かるた、さらさ、たばこ等のよ
うに)外來語の意義のうすくな
つてよい。ものは、ひらがなで書
いてよい。

四 外國の地名、人名は、できるだ
けその國の唱え方によるため、特
に外國語にかぎり、「ウア」「ダイ
バザエ」「ヴォ」等の表記をみと
める。

五 動植物名は、かなで書く。ただ
し、当用漢字音訓表でみとめている
漢字は、つかつてよい。

(例) わずみ らくだ あおい セ
んだん 大 牛 馬 桑 桜

第六條 当用漢字表・同音訓表で書き
表わせないものは、次の基準によ
つて、書きかえ・言いかえをする。(言
いかえの場合は、第二章第二條によ
る。)

一 かなで書く。(×印は、当用漢
字表または同音訓表にはされた字
を示す。)

ア 透る……さかのぼる

拂^xい戻^xす……拂^xいもどす

名冠^x……名あて

佃煮^x……つくだ煮

馬^xはしけ

看^x従す……みなす

委^xねる……ゆだねる

譲^xえる……ととのえる

イ 漢字をはずしても意味のとお
る使いなれたことばは、そのま
まかな書きにする。

(例) でんぶん めいりよう
あつせん あいさつ

(例) やさしいことばで書きかえる。

(例) 隠^x蔽^xする……隠^xす

説^x實^x……戒告

害^x救^x助金^x……溢^x水^x・出^x水

毀^x損^x・損傷^x……擾^x乱^x・騒^x乱

説^x責^x……戒告

二 同じ意味の漢語で言いかえる。
ア 意味の似ている用いなれたこ
とばを使う。

(例) 義報^x・雜報^x 印願^x・印形^x

改悛^x・改心^x 開拔^x・開封^x

傳人^x・用人^x 聯合^x・連合^x

煉乳^x・練乳^x

硫泊^x・停泊^x 編輯^x

哺育^x・保育^x 廉棄^x・放棄^x

傳人^x・用人^x 聯合^x・連合^x

三 同じ意味の漢語で言いかえる。
ア 意味の似ている用いなれたこ
とばを使う。

(例) 義報^x・雜報^x 印願^x・印形^x

改悛^x・改心^x 開拔^x・開封^x

傳人^x・用人^x 聯合^x・連合^x

イ 新しいことばをくふうして使
う。

(例) 聖学校^x・口語學校^x 剪除^x

切除^x 災^x救助金^x・災

害^x救^x助金^x・溢^x水^x・出^x水

毀^x損^x・損傷^x……擾^x乱^x・騒^x乱

説^x責^x……戒告

害^x救^x助金^x・溢^x水^x・出^x水

毀^x損^x・損傷^x……擾^x乱^x・騒^x乱

四 やさしいことばで書きかえる。
(例) 隠^x蔽^xする……隠^xす

説^x責^x……戒告

害^x救^x助金^x・溢^x水^x・出^x水

毀^x損^x・損傷^x……擾^x乱^x・騒^x乱

説^x責^x……戒告

害^x救^x助金^x・溢^x水^x・出^x水

毀^x損^x・損傷^x……擾^x乱^x・騒^x乱

イ 漢字をはずしても意味のとお
る使いなれたことばは、そのま
まかな書きにする。

(例) でんぶん めいりよう
あつせん あいさつ

(例) やさしいことばで書きかえる。

(例) 隠^x蔽^xする……隠^xす

説^x責^x……戒告

害^x救^x助金^x・溢^x水^x・出^x水

毀^x損^x・損傷^x……擾^x乱^x・騒^x乱

説^x責^x……戒告

害^x救^x助金^x・溢^x水^x・出^x水

毀^x損^x・損傷^x……擾^x乱^x・騒^x乱

イ 漢字をはずしても意味のとお
る使いなれたことばは、そのま
まかな書きにする。

(例) でんぶん めいりよう
あつせん あいさつ

(例) やさしいことばで書きかえる。

(13) 1952年12月8日 [月曜日]

- 二 形容詞の送りがな**
- ア 活用語尾だけをおくるもの。
- (例) 白い 強い 暗い
- イ 語幹が「し」で終るものは、「し」からおくる。
- (例) 美しい 正しい 苦しい
- ウ 読読み・難読をさけるため、活用語尾の前の音節からおくるもの。
- (例) 大きい 小さい 暖かい
冷たい 細かい
- エ 動詞と関係のある形容詞は、動その動詞の送りがなのつけ方を基準としてつける。
- (例) 驚ましい 楽わしい ば喜しい 恐ろしい 頼もしい
- オ 動詞と複合する形容詞は、動詞にも送りがなをつける。
- (例) 聞き苦しい 読みやすい
- 三 副詞・接続詞の送りがな**
- ア 最後の一音節をおくるもの。
- (例) 必ず 既に 常に 更に イ 「に」をおくるだけでは誤読。難読のおそれのある副詞は、その前の音節からおくる。
- (例) 直ちに 「おに」「いかに」「なに」などのつく副詞は、もとのつく副詞は、これをおくる。
- (例) 静かに 隠やかに 明らかに

- 四 名詞の送りがな**
- ア 活用語から轉じた名詞および活用語を含む名詞は、原則として、活用語本来の送りがなを持つ。ただし、読み・難読のお金のないものは、その送りがなの一部または全部をはぶく。
- (例) 動き残り 苦しみ 生き物 値上げ
- (例) 見合せ(×見合わせ)賣出し(×賣い出し) 打合せ(×打あ合わせ) 取計い(×取計らい)
- (例) 同写 認答 認手続 勤先 申込 受付
- 五 形容詞の語幹に「さ」「み」「け」「け」などがついて名詞となつているものには、これらのかなをおくる。**
- ウ 語幹が「し」でおわるものは、「し」からおくる。
- (例) 重き 強み 寒け 嘘しげ 正しげ

- 六 「。」の用い方**
- ア 文の終りには、必ず「。」を使う。
- (例) 「」および()の中でも、文の終りには必ず「。」を使う。
- イ 「」次の場合には、「。」をうたない。
- (例) 講題・標語など、かんたんな記号を掛ける場合。
- (例) 事物の名称だけを列記する場合。
- (例) 言ひきつたものを「上」を用いないで「と」で受ける場合。
- 七 「。」の用い方**
- ア 文の中で、ことばの切れ線を明らかにする必要のあるところには、「。」をうたなければならぬ。
- イ 対等の関係でならぶ同じ種類の語句の間には「。」をうつ。ただし「題目もしくは標語または

- 八 地名用の書類には、人名を、現代かなづかいによるかな書きにしてよい。**
- 二 地名は、さしつかえのない限りにしてよい。この場合、現地の呼び名を基準とするが、地方的な
- 九 業務用の書類には、人名を、現代かなづかいによるかな書きにしてよい。
- 地名を漢字で書くときは、さしつかえのない限り、当用漢字字体の字体を用いる。
- 一 くぎり符號の種類とその名称
- | 符號 | 號 | 名 | 称 | 符號 | 號 | 名 | 称 |
|----|---|---|-----|----|---|---|----|
| . | ま | る | () | 「 | か | つ | こ |
| 、 | て | ん | - | 」 | か | ぎ | ぎ |
| ・ | な | か | て | 』 | ふ | た | えか |
| | か | で | ん | 』 | た | え | か |
- 二 「。」の用い方
- ア 「。」は、名詞をならべるときには、「。」のかわりに、または「」とあわせて用いる。
- (例) ローマ字のつづり方には、いわゆる訓令式・日本式・標準式の三種がある。
- イ 外國語・外國の地名・人名、書號、日付および時刻について、次のようない用いる。
- (例) ニュー・イングランド H. C. ウエルズ A. K. A. R. 一九五二・十一・十二・三〇
- ウ 名詞以外の語句を列挙し、または数詞をならべる場合は「。」をうたいで「。」を用いる。
- (例) 社会的、歴史的考證、參會者は四、五百人の豫定である。

る女子職員○名を受講者として派遣せられるよう、何分の御配慮を煩わしたい。

〔改正〕この講習会は、別紙日程表によつて開催されることになりました。貴管下で社会事業に從事する女子職員○名を、その受講者として派遣されるようお取り計らい下さい。

(注) 講習会開催の趣旨をぜひ強調しなければならないときは、この限りでない。

ア この村だけが無医村でない。この村だけは無医村でない。この村だけが無医村でない。

イ 上里君は下里君のように妥協しない人だ。

上里君は下里君のように妥協しない人だ。

〔改正〕上里君も下里君のように妥協しない人だ。

ウ 並列の「と」は、さきらわしいときには、最後の語句にもつける。

(便) 滋賀市と真和志村の南部との間

エ 「う」「よう」は、意図を表わすときだけ用い、推量を表わすには、「である」と用いる。

(例) 意志〔今月中にぜひ処理してお

三 まわりくどい表現

〔例〕一九五三年〇月〇〇日付〇〇第〇〇〇號をもつて、復興文化展覽会を開催されるにあたり、当庁後援の名を使用したいからとの許可申請を御提出になりましたが、当庁としても誠に時宜を得たものとして、その趣旨には衷心から賛意を表するものでありますけれども、残念ながらその方面に充当すべき豫算がありません、また出品物の持合せもありませんから、單に後援名義を使用するだけなら許可します。

〔改正〕復興文化展覽会の後援について(回答)

一九五三年〇月〇〇日付〇〇第〇〇〇號で申請のあつた後援のことは、左記のとおり許可します。

四 敬語および卑語

一 後援の名は使用してよい。

二 金銭上の援助および資料の出品はできない。

ア 公用文である限り、頭語および結語は、それぞれ「拝啓」または「拝復」及び「敬良」だけを用い、時候のあいさつまたは益々御清栄の段らんぬん」の

類は、すべて用いない。

イ 動詞の敬語は、「お……になる」および「……になる」を標準とし、特殊の場合は「なさる」を用い、「……れる」はできるだけ用いない。

(例) お読みになる おいでになる お見入になる お覽になる 読書きなさる カットなさる

ウ 「恩考」「拙文」「燕舞」等の卑語は、すべて用いなし。

第十五條 文書には、一見して内容の趣旨がわかるように、簡單な標題をつけ、その末尾に(通達)(依頼)等の文書の性質をあらわすことばをつける。

(例) ガリオア資金による買入大豆について(通達)

公報の配付について(依頼)

(注) 従来用いられた「……に関する件」はかたくるしいから、すべて「……について」に改める。

第十六條 内容に應じ、できるだけ箇書きの方法をとりいれ、一覧して理解しやすい文章とする。

第五章 書き方

第十七條 文書は、當分の間、たて書きとする。但し、特に左横書きを必要とする場合は、この限りでない。

第十八條 人名・件名の排列は、アイ

第二十一條 項目の細別は、たとえば次のような順序を用いる。

第一 一 1
第二 二 2 (1)
第三 三 3 (2)
(横書きの場合)
第一 1
第二 2 1
第三 3 (3)
(1)
(2)
(3)
ウ イ
チ
カ
ア
第十二條 文書のあて名は、「行政主導権」「滋賀市長権」のように、官職名だけを書いて、個人名は、省くことができる。

第十九條 文字の配列は、次の基準にから施行する。

附 則

この規程は、一九五三年一月一日

1952年12月8日 (月曜日)

公 報

○訓令第十七號

府内一般

文書作成規程の実施について

從來のいわゆる文書は、いたずらに孤高を誇り、油唇に流れ、その權威を示すためにわざわざ一般のわかりにくいことばを用いるらるみがあつた。これを改めてわかりやすく親しみやすい文書にすることは、官民相互の理解を深め、且つ、事務処理の能率化をはかる上に、資するところが少くないと信ずる。

よつて、政府は、文書作成規程を制定して、本日、告示第六十三號をもつて告示した。政府職員は、今後、自らこの規程によつて文書を作成するとともに、廣く各方面にその使用をすすめて、文書作成規程制定の趣旨の徹底するよう努めることを希望する。

一九五二年十二月八日

行政主席 比嘉 秀平

発行所
行政主席官房文書課
〔ひかり印刷所〕行

280

0388